

◆愛知県外または実施医療機関外で予防接種を希望される方へ◆ (高齢者用肺炎球菌・インフルエンザ)

■接種前の手続きについて：手続きには10日ほどかかります。

1. 予防接種を受けたい旨を医療機関へ連絡し、了承を得てください。
2. 以下の書類を豊橋市へ提出してください。
 - ☐ 高齢者用予防接種連絡票・依頼書交付申請書（代筆の場合は、本人または家族名義で申請）
 - ☐ 豊橋市が送付した予診票
 - ☐ 郵送で書類の受け取りを希望する方は返信用封筒（切手の貼り付け、送付先の記載が必要）
3. 医療機関あての「依頼書」、「予診票（健康政策課確認済の印があるもの）」、「接種済証」をお渡しします。

■予診票について

1. 県外または実施医療機関外で接種する際には、後日お渡しする予診票（健康政策課確認済の印があるもの）を使用してください。通常の豊橋市内接種用の予診票は使えません。
2. 県外または実施医療機関外での接種をやめた場合など、同じ予診票が複数あるときは、二重接種を防ぐため必ず破棄してください。

■接種について

1. 以下のものを医療機関に持参し接種してください。
 - ☐ 「依頼書」
 - ☐ 「予診票（健康政策課確認済の印があるもの）」
 - ☐ 「接種済証」（ご本人様の控えになります。接種後に医療機関で記入してもらってください。）
 - ☐ 住所・氏名・生年月日を確認できるもの（健康保険証・運転免許証等）
 - ☐ 60歳から65歳未満の対象の方は身体障害者手帳
2. 医療機関へ接種費用を全額お支払いください。
3. 医療機関から必要書類を受け取ってください。
 - ①医療機関発行の領収書（予防接種の内訳がわかる形のもの） ※領収書＋内訳明細書でも可
 - ②予診票
 - ③接種済証

◆裏面にも案内があります◆

■接種後の手続きについて

豊橋市保健所 健康政策課へ以下のものを持参し、接種した日から1年以内に払い戻しの手続きをしてください。（1年を経過した場合はお支払いできません。）

- ☐ 「豊橋市予防接種費補助金交付申請書兼請求書」
- ☐ 医療機関発行の領収書（予防接種の内訳がわかる形のもの）※領収書＋内訳明細書でも可
※領収書がない場合は受付ができませんので、紛失しないよう大切に保管してください。
- ☐ 予診票
- ☐ 振り込み先の通帳（郵送の場合は、通帳の口座情報が分かる部分をコピーして添付）

■払い戻しの額について

☐ 有料（自己負担あり）の方

：接種費用から高齢者用肺炎球菌は2,000円、インフルエンザは1,500円を引いた額

☐ 無料（自己負担なし）の方：全額

■注意事項

- ◆高齢者用肺炎球菌は年度末までに、インフルエンザは実施期間終了までに接種できるように申請してください。
- ◆依頼書交付前に接種した場合、又は接種日時時点で豊橋市民でない場合は、接種費用が全額自己負担となりますのでご注意ください。
- ◆接種をしなかった場合や医療機関を変更する場合は、健康政策課へ必ず連絡をしてください。

◆ このリーフレットはご家族のみなさんで目を通してください ◆

担当：豊橋市保健所 健康政策課 予防接種担当
住所：〒441-8539 愛知県豊橋市中野町字中原100番地（ほいっぷ内）
電話：0532-39-9109